

非常標識（フォトルミネセント式）の型式承認試験基準

[1] 総 則

船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）第122条の5に規定する非常標識のうちフォトルミネセント式のものについての型式承認試験のための試験基準は、この基準の定めるところによる。

[2] 定 義

「フォトルミネセント式」とは、フォトルミネセント物質を用いた方式をいう。

「フォトルミネセント物質」とは、可視光線により照らされたときにエネルギーを蓄える性質を有する化学物質（例えば硫化亜鉛）を含み、周囲の光源の効果が少ないときには可視光線を発する物質をいう。

[3] 試験方法及び判定基準

試験方法及び判定基準は、次表による。

製品試験						
試 験 方 法			判 定 基 準		対 応 する 国 際 基 準	備 考
1		外観試験	1			
	1	供試体の材料、構成及び工作を、仕様書又は図面と照合して確認する。		1	仕様書又は図面どおりであること。	
2		標示検査	2			
	1	供試体に標示される事項を確認する。		1	次の事項について標示されること。 物件の名称及び型式 製造番号及び製造年月	は仕様書等への記載でも差し支えない。

				製造者名 . 1 (1)において要求する輝度及び維持時間を満足するため、通常時必要とする照度及び照射時間による性能曲線		
性能試験						
試験方法			判定基準		対応する国際基準	備考
1	1	発光試験 供試体をすべての発光源の暴露から遮断し、輝度を計測する。	1	1 (1) 供試体が幅が75 mm以上の場合、輝度 $2 \text{ mcd} / \text{m}^2$ 以上を遮断後60分間維持すること。 (2) 供試体の幅が75 mm未満の場合、次の式により算出される輝度以上を遮断後60分間維持すること。 輝度(mcd/m^2) = $2 \times 75 / \text{供試体幅}(\text{mm})$	IMO A.752(18) Annex 7.1 Annex 7.2	試験前に、供試体をすべての発光源の暴露から遮断し蓄積するエネルギーを十分に放出させ、続いて、. 2 に定める性能曲線上の任意の点における照度及び照射時間にて発光源に暴露すること。 試験は性能曲線上の少なくとも3点の照度及び照射時間で行うこと。
環境試験						

試 験 方 法		判 定 基 準		対 応 する 国 際 基 準	備 考
1	<p>振動試験</p> <p>1 供試体を振動試験機に取り付け、非常電源電圧による作動状態で、次に掲げる範囲の周波数で正弦振動を、上下、左右、前後にそれぞれ15分間（周波数は毎分1オクターブ以下の周期で掃引する。）加える。</p> <p>周波数 5 ~ 12.5 Hz 振 幅 ± 1.6 mm ± 10 %</p> <p>周波数 12.5 ~ 25 Hz 振 幅 ± 0.38 mm ± 10 %</p> <p>周波数 25 ~ 50 Hz 振 幅 ± 0.1 mm ± 10 %</p> <p>ただし、及び に代えて、周波数12.5 ~ 50 Hzの全範囲を30分以上の掃引時間で変化させながら、最大加速度 $10 \text{ m/s}^2 \pm 10 \%$ の振動を上下、左右、前後に加えることができる。</p> <p>2 1の試験中に部品のいずれかの部分にでも過大と認められる共振が生じた場合は、供試体に対し、(1)の試験方法で各共振周波数にて2時間以上振動を加える。</p>	1	<p>1 機器に異常が無いこと。</p> <p>2 機器に異常が無いこと。</p>	<p>IMO A.752(18)</p> <p>Annex 8.5</p> <p>IEC 945 4.4.7</p>	<p>共振を回避する措置を講じた場合は、(2)は行わない。</p> <p>この試験は、電磁気</p>
2	電磁気干渉試験	2		IMO A.752(18)	この試験は、電磁気

	1	供試体に、IEC 945 最新版に定める不感受性の試験を行う。		1	.1 項の判定基準を満足すること。	Annex 8.5 IEC 945 4.5.5 Annex A	の供試体への干渉が、供試体の作動に対し支障を生ずる構造を有すると認める場合に行う。
3	1	外被保護試験 供試体の外被について、外来物感電に対する保護等級及び液体に対する保護等級を、JIS F 8007に定める試験方法により求める。	3	1	少なくともIP55に適合する外被保護を備えること。	IMO A.752(18) Annex 8.6 IEC 529	